

四日市市告示第452号

四日市市スポーツ功労者表彰要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年8月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ功労者表彰要綱の一部を改正する要綱

四日市市スポーツ功労者表彰要綱（平成30年四日市市告示第217号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰)</p> <p>第2条 オリンピック又はパラリンピック競技大会において<u>最も優秀な成績を挙げたもの又は優秀な成績を複数の大会で挙げたもの</u>に対し、スポーツ特別栄誉賞を授与し、表彰するものとする。</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>(表彰)</p> <p>第2条 オリンピック又はパラリンピック競技大会において優秀な成績を複数の大会で挙げたものに対し、スポーツ特別栄誉賞を授与し、表彰するものとする。</p> <p>2から7まで (略)</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)